

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月17日

【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F.ケネディ通り
33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- システマティック・アロケーション・ポートフォリオ・エクイティ
(米ドル)
(UBS (Lux) Key Selection SICAV
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
システマティック・アロケーション・ポートフォリオ・エクイティ(米
ドル)
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c (円ヘッジ) 投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
システマティック・アロケーション・ポートフォリオ・エクイティ(米
ドル)
クラスF - a c c 投資証券 10億7,870万米ドル
(約1,530億円)
クラスF - a c c (円ヘッジ) 投資証券 971億円

- (注1) 上限見込額は、便宜上、各クラスの投資証券の2023年12月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。
(システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・エクイティ(米ドル)クラスF - a c c投資証券については107.87米ドルに1,000万口を、システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・エクイティ(米ドル)クラスF - a c c(円ヘッジ)投資証券については9,710円に1,000万口を、それぞれ乗じて算出した金額である。)
- (注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもって行う。
- (注3) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2023年12月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=141.83円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月29日に提出した有価証券届出書について、2024年6月17日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、投資方針、手続等および投資主・外国投資法人債権者の権利が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

(注) 下線または傍線部は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

一般投資原則

(中略)

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・エクイティ(米ドル)

(後略)

<訂正後>

一般投資原則

(中略)

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

エンゲージメント・プログラム

エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ別トピックを特定した場合に企業を優先順位付け/選定することを目的とする。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントが投資する企業ユニバース全体から、グローバル・スチュアードシップ・ポリシーに概説されているUBSの原則に従ってトップダウン・アプローチで選定される。優先順位付けのプロセスでは、企業とのエンゲージメントが必要かどうか、またかかるエンゲージメントがいつ必要かを判断する。企業がエンゲージメント・プログラムに選定された場合、エンゲージメントに関する対話は通常少なくとも2年間続く。これは、本ポートフォリオの企業に関して、一定期間中にサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたことを示すものではなく、また、本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選ばれたことを示すものでもない。UBSアセット・マネジメントの企業選定、エンゲージメント活動、優先順位付けプロセスおよび懸念事項に対する理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書およびスチュアードシップ方針に記載されている。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権行使方針およびUBSアセット・マネジメントのステュワードシップ方針に概説されている原則に基づき、以下の2つの基本的な目的のために、議決権を積極的に行使する。

1. UBSの顧客の最善の財務的利益のために行為し、当該顧客の投資対象の長期的な価値を高めること。

2. 取締役会における最良慣行を推進し、強力なサステナビリティの実践を奨励すること。

これは、サブ・ファンドが保有する企業に関して、特定の期間中にサステナビリティ関連のトピックにおける議決権行使が行われたことを示すものではない。特定の企業に対する議決権行使活動については、UBSアセット・マネジメントのステュワードシップ年次報告書を参照のこと。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・エクイティ(米ドル)

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

(中略)

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

<訂正後>

海外における販売手続等

(中略)

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

海外における買戻し手続等

(中略)

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情がある場合はこの限りではない。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

(中略)

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情がある場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

第3 管理及び運営

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

(h) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していない場合、投資主への通知は投資主名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

<訂正後>

(前略)

(h) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していない場合、投資主への通知は投資主名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

投資家は、英文目論見書、K I D、最新の年次報告書および半期報告書ならびに定款の写しを www.ubs.com/funds から入手することができる。